



2022年12月27日

各位

会社名 株式会社オリエンタルランド
代表者名 代表取締役社長 吉田 謙次
(コード：4661、東証プライム市場)
問合せ先 執行役員広報部長 早川 清敬
(TEL. 047-305-5111)

株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更、新株予約権の下限行使価額の調整
ならびに株主優待制度の変更に関するお知らせ

当社は、2022年12月27日開催の取締役会において、株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更ならびに株主優待制度の変更を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式の分割について

(1) 株式分割の目的

株式分割を行い、投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

①分割の方法

2023年3月31日(金曜日)を基準日として、同日最終の株主名簿に記録された株主様の所有する普通株式を、1株につき5株の割合をもって分割いたします。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	363,690,160株
今回の分割により増加する株式数	1,454,760,640株
株式分割後の発行済株式総数	1,818,450,800株
株式分割後の発行可能株式総数	6,600,000,000株

※上記の株式数は、分割基準日までに増加する可能性があります。

(3) 日程

基準日公告日	2023年3月16日(木曜日)
基準日	2023年3月31日(金曜日)
効力発生日	2023年4月1日(土曜日)

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、2023 年 4 月 1 日をもって当社の定款第 6 条の発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。

変 更 前	変 更 後
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>13 億 2,000 万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>66 億株</u> とする。

(下線は変更部分)

(3) 日程

定款変更の効力発生日 2023 年 4 月 1 日 (土曜日)

3. 新株予約権の下限行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、当社が 2019 年 3 月 13 日に発行した第 3 回新株予約権 (以下「本新株予約権」という。) の発行要項の定めに従い、2023 年 4 月 1 日以降、本新株予約権に係る下限行使価額を以下のとおり調整いたします。

銘柄	下限行使価額	
	調整前	調整後
株式会社 オリエンタルランド 第 3 回新株予約権	3,375 円	675 円

4. 株主優待制度の配布基準変更について

(1) 変更の理由

当社では 9 月 30 日、3 月 31 日の年 2 回を基準日とし、その時点における株主名簿に記録の所有株式数に応じて、株主用パスポート (※) を配布しております。

今回の株式分割に併せ、株主優待制度の配布基準を変更いたします。

なお、今回の株式分割は 2023 年 4 月 1 日に効力が発生いたしますので、2023 年 3 月 31 日を基準日とする株主優待は、従来どおりの基準 (下記「(2) 変更の内容」に記載の【変更前】の基準) に基づき、配布いたします。

※東京ディズニーランドまたは東京ディズニーシーどちらかのパークでご利用いただける有効期間が 1 年間の 1 デーパスポート。特別営業時間 (年越し特別営業など) は、ご利用いただけません。

(2) 変更の内容

【変更前】

所有株式数	9月末	3月末	合計
100株未満	—	—	—
100株以上	—	1枚	1枚
400株以上	1枚	1枚	2枚
800株以上	2枚	2枚	4枚
1,200株以上	3枚	3枚	6枚
1,600株以上	4枚	4枚	8枚
2,000株以上	5枚	5枚	10枚
2,400株以上	6枚	6枚	12枚

【変更後】

所有株式数	9月末	3月末	合計	長期
100株未満	—	—	—	—
100株以上	—	—	—	1枚 ※
500株以上	—	1枚	1枚	
2,000株以上	1枚	1枚	2枚	
4,000株以上	2枚	2枚	4枚	
6,000株以上	3枚	3枚	6枚	
8,000株以上	4枚	4枚	8枚	
10,000株以上	5枚	5枚	10枚	
12,000株以上	6枚	6枚	12枚	

※株式分割後に保有株式数が500株未満の株主様は、通常の株主優待制度の対象とはなりません。なお、株式分割後に100株以上保有いただいた株主様は、下記「5. 長期保有株主様向け優待制度の変更について」に記載の制度の対象となります。

5. 長期保有株主様向け優待制度の変更について

(1) 本制度の変更の目的

当社は、当社株式を長期にわたり保有していただける株主様にさらなる感謝の意を表するとともに、当社および東京ディズニーリゾートの成長をご支援いただきたいという思いから、通常の株主優待制度に加え、長期保有株主様向け優待制度を導入しております。今般、より多くの長期保有株主様に感謝の意を表したいという思いから、本制度の内容を変更いたします。

(2) 実施開始時期

2023年9月30日の基準日より

(3) 本制度の内容

2023年9月30日の基準日以降、当社株式を保有開始時から3年以上継続して、すべての基準日（9月30日および3月31日）において同一株主番号で100株以上保有されている株主様に、毎年12月に現行の株主優待制度に追加して1枚パスポートを配布いたします。

<本制度の配布対象および配布枚数、配布時期>

配布対象	株数	配布枚数	配布時期
2023年9月30日の基準日以降、当社株式を3年以上継続して保有いただいた株主様（※）	100株以上	通常の株主優待制度の配布に加え 年間1枚	毎年12月 (予定)

※「当社株式を3年以上継続して保有いただいた株主様」とは、毎年3月31日および9月30日を基準日とする株主名簿に、同一の株主番号で連続して7回以上記載された株主様といたします。

※ 配布対象となった以降に株主名簿に記載されなくなった場合には、その時点で本制度の対象外となります。再度本制度の対象となるためには、改めて同一の株主番号で連続して7回以上株主名簿に記載される必要があります。

(4) 長期保有株主様向け優待制度で配布する株主用パスポートについて

長期保有株主様向け優待制度で配布する株主用パスポートは、現行の株主優待制度にて配布をしている株主用パスポート(※)と同様の条件でご利用いただけます。

※東京ディズニーランドまたは東京ディズニーシーどちらかのパークでご利用いただける有効期間が1年間の1デーパスポート。特別営業時間(年越し特別営業など)は、ご利用いただけません。

(5) その他

長期保有株主様向け優待制度の配布対象となるために必要な株式数(100株以上)は、2023年4月1日に予定しております株式分割後の株式数を基準といたします。

6. その他

(1) 資本金の金額の変更について

今回の株式分割に際しましては、資本金の額の変更はありません。

(2) 配当について

今回の株式分割は、2023年4月1日を効力発生日としておりますので、2023年3月31日を基準日とする2023年3月期の期末配当金は、株式分割前の株式数が対象となります。なお、2023年3月期の期末配当予想に関しては、1株当たり18円00銭に変更ありません。

以上